

平成28年度 第10回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第10回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年1月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣		
出席者 総 数	出席委員 19名 欠席委員 2名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	19 峯本 弥生 20 松岡 雄二		
提出議題	議事 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第38号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格 証明申請について 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について 議案第40号 農地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項 視察研修案について		

平成28年度第10回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 失礼いたします。年が変わりまして始めてお目にかかりますので、遅ればせながら新年の挨拶を申し上げたいと思いますけれども、去年は色々とお世話になりました。本年も引き続きよろしくお願ひします。

さて、本日の定例の総会でございますが、議案審議の後に、本年の新年会を予定することになっております。この度7名ほど欠席されるということで、ちょっと人数が減るようなのでございますけれども、会場には新市長が挨拶に来られます。挨拶後はすぐに江田島町での所用へ行かれるということで、懇親会の場は退席するというところでございますけれども、今回の総会が終わって午後5時から開会しますので、よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名につきまして連絡申し上げます。28年度第10回農業委員会の議事録署名者につきましては、19番の峯本委員と、20番の松岡委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記、窪田書記を指名します。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何かございますか。

事務局長 特にありません。

議長 特別に無いようでございますが、私の方から連絡申し上げますと、1月18日に、広島県農業会議の理事会がございまして、それに出席しまして、理事の選任に同意するに至りました。人事異動で農協連の方が異動することになったので、そういう同意の為に理事会は開催されたということです。

4 議 事

議長 それでは、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第35号の農地法第

3 条の規定によります許可申請についてですが、私個人の申請がございまして、この席を退席させて頂きまして、小林代理さんの方から議事の進行をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長代理 それでは、会長が退席いたしましたので、私が代わりに議事を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではさっそく、議案第 35 号の農地法第 3 条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい、それでは、3 ページをご覧ください。

番号 1。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,885 m²。所在地、大柿町大原_____。地番〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,107 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということでした。

議長代理 それでは、この 1 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思っております。

濱田委員 大柿町の濱田でございまして。内容につきましては 4 ページをご覧ください。これは市役所本庁の前に面した道路傍の農地で、市役所の反対側にある農地です。スーパーに隣接した農地と、もう一カ所はそこからもう少し山側で上の方の小高い場所にある畑でございまして。贈与人の▲▲さんは、受贈人の●●さんの姪になります。●●さんの兄の子にあたる間柄でございまして。贈与人は広島市に居住しております。もう、こちらに帰って農業をする気持ちは無いし、管理も難しいので、この際叔父の●●さんに贈与したいということでございまして。受贈人は親戚でもありますし、皆さんもご存じのように幅広く農業をされておりますので、この資料のとおり農地は有効に効率的に利用されると思っております。また、現況から見まして、周辺の農地に問題を生じることはないと思っております。以上のような状況でございまして、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

小松委員 はい、大柿町の小松です。今後の農業委員の審議の参考にしたいと思っておりますが、この畑では作物を栽培することを予定しておりますよね。いままでもこういった案件がありましたが、植えるまでの予定期間とは、あくまでも予定というだけではありますが、事務局として目安の機関はあるのですか。異議はありませんが、ただ、参考にしたいです。

事務局長 現状では、後追いで確認というのは、現実では出来ていませんので、本来は申請があつてから、1 年以内には申請どおりにしていただくというのはある

とは思いますが、実際に申請どおりにその作物を植えられているかどうかというの確認ができていないというのが現状です。

小松委員 はい、分かりました、以上です。

議長代理 他に異議はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長代理 では、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長代理 それでは、全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。

議長 では、議案第36号の農地法第4条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。7ページをご覧ください。

番号1。申請人●●●●。住所、広島市_____。所在地、江田島町中央_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、125㎡。

申請理由は、「木造2階建の駐車場付き共同住宅を建設するため」で、建物面積は、61.4㎡。駐車場2区画です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

大段委員 はい、江田島町の大段です。●●さんに電話をして確認したところ、今回申請は、許可が下り次第、ここにアパートを建てますということだそうです。江田島市にはまだ母親が居ることですが、高齢で畑を作ることもしないので、荒らすようなら、この畑を使いたいということでした。道路のすぐ近くで、建てようと思えばすぐにできると思います。よろしくをお願いします。

議長 はい、この1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしのあり。

議長 それでは、ないようでございますので、この案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
以上で議案第 36 号の農地法 4 条の審議を終わりましたので、続きまして、議案第 37 号の農地法第 5 条の規定によります許可申請につきまして、審議にはいたしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 なお、番号 9 の案件につきましては、1 月 24 日付けで取下書が提出されたので、審議の対象を外していただきます。取下げの理由は、契約の締結が困難となったということでした。
11 ページをご覧ください。番号 1 は、11 月に取下げになった案件の再度出されてきたものです。
番号 1、譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大君_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、48 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、78 m²。
申請理由は譲渡で、譲受人は「会社の隣地であり、敷地を拡張するため、宅地と一括で譲り受ける」ということだそうです。以上で説明を終わります。

議長 はい、この 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたしたいと思います。

胡子委員 大柿町の胡子です。さきほど、事務局長から説明がありましたように、●●さんは前回申請されていたのですが、前回聞き取りをした際に、手続が確実にないかもしれないという話になり、取り下げたいという話になりました。今回は、●●さんに直に今回の申請は間違いがないことを確認しております。また、譲受人の▲▲さんにも電話で確認させてもらったのですが、こちらもそういう風に申請しているということでありましたので、間違いのないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ▲▲さんが購入するということですね。

胡子委員 はい、駐車場にしたいということです。

議長 はい、それでは、この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この 1 番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

許可することに、全員が異議無いということでございますので、この1番の案件につきましては、許可といたします。次をお願いします。

事務局長

はい、それでは、番号2から番号7については、平成28年1月20日付けで一時転用許可を出していた案件で、この度は、◆◆◆◆の職員用駐車場として転用申請が出されたものです。同一の案件ですので、一括でご説明させていただきます。

番号2、貸人●●●●。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2.1㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、6.33㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、188㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、437㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、5.45㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、265㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、22㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、273㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、66㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、165㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、99㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。つづきまして12ページをご覧ください。

番号3。貸人■ ■ ■ ■。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1539㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、5.71㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、18㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、263㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、19㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として、借り受ける」ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。つづきまして番号4。

貸人▼▼▼▼。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、498㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、3.50㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。つづきまして番号5。

貸人◇◇◇◇。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、439㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」

ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。つづきまして、13ページをご覧ください。

番号6。貸人持分2分の1▼▼▼▼。住所、能美町_____。持分1/2◇◇◇◇。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、23㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。

つづきまして、番号7。貸人持分3分の1■ ■ ■ ■。住所、能美町_____。持分3分の1▼▼▼▼。住所、能美町_____。持分3分の1◇◇◇◇。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、324㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、63㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。

以上で説明を終わります。

議長

はい、では、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

爲廣委員

はい、能美町の爲廣です。●●さん、■ ■ さん、▼▼さん、◇◇さん、と▲▲へ電話しまして、内容を確認しました。いずれも、この申請のとおりですという返事ではあったのですが、貸人は20年貸すということになっていますけれども、実際は10年で契約するということを聞きました。ただ、どちらであっても途中で変更はできるので、この期間のことだけが、この通りではないということでもあります。その他は、申請のとおりでございますので、問題ないかと思っておりますのでご審議お願いします。

議長

はい、それでは、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

小松委員

はい、これもまた事務局に聞くのですが、法人の代表者と、個人の購入者の場合に、申請する時には生存していても、申請した後には死んでいたらどうなるんですか。

事務局長

法人の代表者などが、申請時点で亡くなられていた場合は、その申請自体は無効になるということなのですが、法人代表者名まで入った申請になっておりますので、申請後に法人代表者が亡くなった場合は、申請自体は有効ということになっております。で、その後、定款等で役員の変更等を行うのがいつの時期になるのかというのは定かではないので、農業委員会としては、変更の申請が出てくれば、変更されたもので許可を出します。変更の申請がなければそのままです。そういう対応をするということを県の方で確認しております。

小松委員 個人の場合は、不可ということですよ。

事務局長 個人であっては、申請自体が無かったことになってしまいます。

小松委員 はい、分かりました、今後に生かします。

議長 他に、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この2番から7番までの案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 では、全員可することに全員異議が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 はい、14ページをお開きください。こちらも◆◆◆◆の関連です。
番号8、貸人●●●●。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1094㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、444㎡。
申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」ということだそうです。駐車台数は、57台、賃借期間は20年間です。
ご審議をお願いします。以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、この8番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

爲廣委員 はい、大柿町の爲廣です。▲▲さんの奥さんが出られましてお話ししました。申請通りということでよろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、それでは、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この8番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 　では、全員可することに全員が異議は無いということでございますので、許可といたします。以上で議案第 37 号の農地法 5 条の審議を終わります。続いて、議案第 38 号に移ります。

事務局長 　それでは、29 ページをご覧ください。
番号 1。申請人住所、広島市_____。氏名●●●●。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積 261 m²。
申請理由は、「建設資材置き場として隣地と一体で活用するため」ということです。開札年月日は平成 29 年 2 月 17 日です。
以上で説明を終わります。

議長 　はい、それでは、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

島本委員 　江田島町切串の島本です。本件につきましては、先般●●さんに電話で確認をいたしました。場所は江田島町切串の最後のトンネルを出てすぐ右側です。以前は建設会社が事務所、倉庫、資材置場として、一体で使用していたところですが、その中の一部が農地のまま、使用されていたようでございます。一昨年に建設会社が倒産しまして、今回●●さんが事務所、倉庫、資材置場として、一体で利用するために、入札に参加するとのことで、そのために、適格証明書が必要ということでございました。なお、後日、農地転用の申請をされる予定だということでしたので、よろしく願いいたします。

議長 　本件について、ご意見、ご質問ございますか。

委員 　意見・質問なしの声あり。

議長 　無いようでございますので、この件につきまして、適格だということで、申請とお受けするということでもいいですか。

委員 　異議なしの声あり。

議長 　はい、それでは、そのように事務処理をさせていただきます。それでは次をお願いいたします。

事務局長 　それでは、35 ページをご覧ください。4 件ありますので続けてご説明させていただきます。番号 1 と番号 2 は同一人同士ですので合わせて説明させていただきます。

番号 1 と番号 2 は同一人同士ですので、あわせて説明させていただきます。利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉_____。現況地目、畑。面積、487 m²。利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉_____。現況地目、畑。面積、1,232 m²。

利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町_____。●●●●亡き■ ■ ■ ■

分。権利の種類、賃貸借。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成29年2月1日。終期、平成34年1月30日。期間は4年11か月です。新規の案件です。

番号3。利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川_____。現況地目、田。面積、360 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、能美町_____。◆◆◆◆。権利の種類、使用貸借権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、解除条件付使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成29年2月1日。終期、平成49年1月31日。期間は20年です。新規の案件です。

番号4。利用権を設定する農用地、大字、沖美町是長_____。現況地目、田。面積、1,736 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市_____。▼▼▼▼。権利の種類、賃貸借権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町_____。◇◇◇◇。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成29年2月1日。終期、平成31年12月31日。期間は2年11か月です。新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、1番と2番は一緒の案件のようですので、沖美町の関係農業委員さん説明いただけますか。

清水委員 ちょうど、偶然に2、3日前に、川のほうにある畑を綺麗にしていましたので、おそらくその場所が今回の申請がでている案件の農地ではないかと思うんですけども。

議長 私の方からお話しするのも悪いんですが、従来●●さんは、畑を大柿町でサツマイモを作っている方に貸しているんです。そして、この度、その畑を農地中間管理機構へ農地を貸し出すということにして、今度は中間管理機構のほうから、その方へ貸付をして、従来通りのサツマイモを作らせるということであると、担当の方から聞いておりました。

事務局長 すみません、一つ説明を漏らしておりました。広島県森林整備・農業振興財団というのは、一般的に言われている農地中間管理機構のことでありまして、農地中間管理機構を利用して、●●さんが農地を貸し出すという手続をされるというのが、この集積計画に載っています。で、次の案件で、この●●さんの農地を借りるといものが、次の議案に出ておりますので、そのように対になって出てきております。で、場所は、ダムのすぐ下の肥料とかを貯めているすぐ裏で、前々から、△△という会社をされている方がサツマイモをずっと作られていたところですよ。

議長 本件について、何か、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、3 番の案件で、松岡委員さん説明いただけますか。

松岡委員 はい、能美町の松岡です。ここは、鹿川の大矢のミカン山の隣なんですけれども、◆◆さんと▲▲さんは甥、叔父さんの関係になります。まあ、親戚関係ですね、▲▲さんにお会いしたときに聞いんですが、すでにオリーブを購入されて準備されているそうです。それを植えたいんだということらしいです。解除条件付き貸借ではありますので、何かありましたらすぐに対処しますということでした。以上です。

議長 はい、では4 番について、関係農業委員さんお願いします。

菊元委員 はい、沖美町是長の菊元です。▼▼さんは電話をしたら出ませんでしたので、この方の弟に尋ねたら、そういうような許可をしたという話になりました。こちらの◇◇さんは、こちらもまた連絡がとれませんでした。

事務局長 ◇◇さんはですね、オリーブを普及するために働かれています方で、自分でもオリーブを実際に植えてみたいということで、この度農地を借りたいんだということでした。

菊元委員 広島市の方から通っているんですか。

事務局長 いえ、ブルービーチの方に住まわれているのですが、この1 ヶ月くらいですね、小豆島へ研修に行かれました。

菊元委員 それで、いなかったのですね。

事務局長 はい、そうです。

議長 はい、ではそのような状況で、この4 件の提案をしたわけでございますが、これも市長部局からの決定の依頼ですので、以上説明をしたとおり異議が無いということで回答してよろしいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 はい、それでは、この4 つの案件につきましては、適当であるとして、答申をします。
では続きまして、議案第40 号の農用地利用配分計画原案の意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい、45 ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただきました、農用地利用集積計画の1番と2番の案件を、農地中間管理機構が借り受けたものを、今度は、貸すというものに対しての意見を求められているものです。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●●。住所、大柿町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。沖美町三吉_____。現況地目、畑。登記面積487㎡。沖美町三吉_____。現況地目、畑。登記面積1232㎡。種類、賃借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成34年1月30日。これは、農地中間管理事業を利用して農地中間管理機構から農地を借り受ける案件です。

以上で説明を終わります。ご意見をお願いします。

議長 はい、先ほど、強化法の案件でも若干説明したのですが、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

中下委員 この賃借権の値段設定は、こういった根拠ですか。

事務局長 一応産業企画の方で、地域の相場というのを調べて、それを農地中間管理機構の方へ出して、決定をされているということです。ただ、相場というものはたしてあるのかないのかということは、私どももよくそういうご質問を受けるのですが、実際に相場というものがいくらなのかと言われると、ハッキリとしたものは持ち合わせてないのですが、

議長 従来ですね、農業委員会が標準小作料を決定をしたという時代もあったのですが、最近は、小作料設定は無くても、大きい農業委員会の方で広島県農業会議が小作料設定の事情徴収をしているようですので、そうした、県の標準というようなものはあるかと思えます。そういうものと、地域の実態を踏まえて、この機構は値段を設定したんだろうと思います。きめ細かい点につきましては、先ほど事務局長の説明のとおりということでありまして、これが標準だという決定事項は無いように思いますが、地理的な条件が便利が良いとか悪いとかというようなことも含めて、色々と課題も多いんですがね。一応、そういう県の農業会議の標準などを参考にしながら、設定したのかなという思いがあります。

大段委員 この江田島市だと、一反1万円かというような話は聞きますが。

中下委員 高くて1万円ですかね。

事務局長 それが上限のようなところはありますね、

中下委員 今日欠席されている委員さんで一反10万円というのが過去に聞いた中で最高額ですね。

議長 そうですね、これがまた、当人同士の契約ですよ、いくらでないと貸さな

いとか、どうしてもそこを借りたいという事情がありますよね。以前に農業委員会が決めていた、標準小作料というのは、低くても高くても、標準というものがあって、高ければ、なるべくそれを下げようようにしていた時代があったので、今回のような案件については、こうした団体が、情報収集して決めたものかと思っていますところでは。

中下委員 分かりました。

議長 それでは、他にご意見、質問などはございませんか

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、この市長から照会の来た案件につきましては、異議はないということよろしいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、そのように事務処理をさせていただきます。以上で議事の審議は終わります。

5 協 議 事 項

議長 えーと、続きまして、日程第5の協議事項に入りたいと思いますが、事務局長からお願いします。

事務局長 ・視察研修案について

議長 では、この辺りで閉会といたします。ご苦勞でございました。